

3階建専用住宅直結給水基準

3階建専用住宅へ直結給水しようとする場合、以下のとおり基準並びに施工条件を定める

1. 適用建物

建築基準法による一戸建専用住宅及び店舗併用住宅とする。

2. 適用条件

1) 地域

給水区域内の本管口径75mm以上からの分岐とする。ただし、最小動水圧が0.20Mpa(2.0kgf/cm²)を確保できていない場合は除く。

2) 取り出し及びメーター口径

給水管取り出し口径は前面道路からの場合20mm以上とし、それ以外は25mm以上とする。また、水道メーター口径は20mm以上とする。

3) 施工条件

- ・立ち上がり配管の手前に、止水栓(逆止付き)を設置すること。
- ・3階末端給水装置手前までの配管は20mmとすること。また、使用量に応じて単独配管とする。
- ・3階で使用する器具は、0.049Mpa(0.5kgf/cm²)で動作するものを使用すること。

3. 事前協議

直結給水を受けようとする場合、上里町指定給水装置工事事業者を通じて「3階建専用住宅直結給水事前協議書」並びに、次の各号の書類を2部ずつ提出しなければならない。

- 1) 案内図
- 2) 平面図
- 3) 立面図

4. その他

この基準に定めのない事項については、管理者が別に定める。

5. 適用期日

平成12年12月1日から適用する。